

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記

- 1: 意見及び異議受付期間は、令和元年11月1日～令和元年11月30日
- 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
- 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
- 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

| No | 区分a | 区分b | JIS規格番号等 | JIS規格原案等の名称                | JIS規格原案等の英文名称  | JIS規格原案等の適用範囲                       | 規定項目又は改正点  | 制定・改正に伴う廃止JIS | 対応する国際規格番号及び名称  | 原案作成者                      |
|----|-----|-----|----------|----------------------------|--|-------------------------------------|--|---------------|---|----------------------------|
| 1  | JIS | 制定  |          | フェロモリブデン分析方法-第1部:モリブデン定量方法 | Method for chemical analysis of Ferrmolybdenum—Part 1: Determination of molybdenum content | この規格は、フェロモリブデン中のモリブデンの定量方法について規定する。 | 主な規定項目は、次のとおり。<br>1 適用範囲<br>2 引用規格<br>3 用語及び定義<br>4 一般事項<br>5 定量方法の区分<br>6 鉄分離亜鉛アマルガム還元過マンガン酸カリウム滴定法<br>7 8-キノリノールモリブデン重量法<br>8 モリブデン酸鉛重量法 | G1317         | ISO 4173 Ferrmolybdenum—Determination of molybdenum content—Gravimetric method(MOD) | 日本フェロアロイ協会<br>一般財団法人日本規格協会 |
| 2  | JIS | 制定  |          | フェロモリブデン分析方法-第2部:炭素定量方法    | Method for chemical analysis of Ferrmolybdenum—Part 2: Determination of carbon content     | この規格は、フェロモリブデン中の炭素の定量について規定する。      | 主な規定項目は、次のとおり。<br>1 適用範囲<br>2 引用規格<br>3 用語及び定義<br>4 一般事項<br>5 定量方法の区分<br>6 燃焼—ガス容量法<br>7 燃焼—赤外線吸収法   | G1317         |   | 日本フェロアロイ協会<br>一般財団法人日本規格協会 |
| 3  | JIS | 制定  |          | フェロモリブデン分析方法-第3部:けい定量方法    | Method for chemical analysis of Ferrmolybdenum—Part 3: Determination of silicon content    | この規格は、フェロモリブデン中のけい素の定量方法について規定する。   | 主な規定項目は、次のとおり。<br>1 適用範囲<br>2 引用規格<br>3 用語及び定義<br>4 一般事項<br>5 定量方法の区分<br>6 二酸化けい素重量法<br>7 ICP発光分光法   | G1317         |   | 日本フェロアロイ協会<br>一般財団法人日本規格協会 |
| 4  | JIS | 制定  |          | フェロモリブデン分析方法-第4部:りん定量方法    | Method for chemical analysis of Ferrmolybdenum—Part 4: Determination of phosphorus content | この規格は、フェロモリブデン中のりんの定量方法について規定する。    | 主な規定項目は、次のとおり。<br>1 適用範囲<br>2 引用規格<br>3 用語及び定義<br>4 一般事項<br>5 定量方法の区分<br>6 水酸化ベリリウム共沈分離モリブドリン酸青吸光度法<br>7 水酸化ベリリウム共沈分離ICP発光分光法              | G1317         |   | 日本フェロアロイ協会<br>一般財団法人日本規格協会 |
| 5  | JIS | 制定  |          | フェロモリブデン分析方法-第5部:硫黄定量方法    | Method for chemical analysis of Ferrmolybdenum—Part 5: Determination of sulfur content     | この規格は、フェロモリブデン中の硫黄の定量について規定する。      | 主な規定項目は、次のとおり。<br>1 適用範囲<br>2 引用規格<br>3 用語及び定義<br>4 一般事項<br>5 定量方法の区分<br>6 燃焼—よう素酸カリウム滴定法<br>7 燃焼—赤外線吸収法                                   | G1317         |   | 日本フェロアロイ協会<br>一般財団法人日本規格協会 |
| 6  | JIS | 制定  |          | フェロモリブデン分析方法-第6部:銅定量方法     | Method for chemical analysis of Ferrmolybdenum—Part 6: Determination of copper content     | この規格は、フェロモリブデン中の銅の定量方法について規定する。     | 主な規定項目は、次のとおり。<br>1 適用範囲<br>2 引用規格<br>3 用語及び定義<br>4 一般事項<br>5 定量方法の区分<br>6 原子吸光法<br>7 ICP発光分光法   | G1317         |   | 日本フェロアロイ協会<br>一般財団法人日本規格協会 |

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記  
 1: 意見及び異議受付期間は、令和元年11月1日～令和元年11月30日  
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載  
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載  
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

| No | 区分a | 区分b | JIS規格番号等 | JIS規格原案等の名称                      | JIS規格原案等の英文名称  | JIS規格原案等の適用範囲   | 規定項目又は改正点   | 制定・改正に伴う廃止JIS                 | 対応する国際規格番号及び名称  | 原案作成者                     |
|----|-----|-----|----------|----------------------------------|--|---|---|-------------------------------|---|---------------------------|
| 7  | JIS | 制定  |          | フェロモリブデン分析方法-第7部:アルミニウム定量方法      | Method for chemical analysis of Ferrmolybdenum— Part 7: Determination of aluminium content   | この規格は、フェロモリブデン中のアルミニウムの定量方法について規定する。  | 主な規定項目は、次のとおり。<br>1 適用範囲<br>2 引用規格<br>3 用語及び定義<br>4 一般事項<br>5 定量方法の区分<br>6 原子吸光法<br>7 ICP発光分光法  | G1317                         |   | 日本フェロアロイ協会 一般財団法人日本規格協会   |
| 8  | JIS | 制定  |          | 顕微鏡—照明特性の定義及び測定—第2部:明視野顕微鏡照明の色特性 | Microscopes — Definition and measurement of illumination properties — Part 2: Illumination properties relate to the color in bright field microscopy | この規格は、透過照明光による明視野顕微鏡の色特性に関し、測定項目と測定の手順を規定する。これらの測定は、像面及び中間像面に適用する。また、この規格は、使用者に提供すべき情報についても規定する。                          | 主な規定項目は、次のとおり。<br>1 適用範囲<br>2 引用規格<br>3 用語及び定義<br>4 測定項目<br>5 測定方法<br>6 使用者に提供すべき情報   |                               | ISO/DIS 19056-2: Microscopes — Definition and measurement of illumination properties — Part 2: Illumination properties relate to the color in bright field microscopy (IDT) | 日本顕微鏡工業会 一般財団法人日本規格協会     |
| 9  | JIS | 制定  |          | 顕微鏡用カバーガラス—第1部:寸法公差、厚さ及び光学特性     | Cover glasses for microscopes — Part 1: Dimensional tolerances, thickness and optical properties   | この規格は、可視光領域で用いられる透過型光学顕微鏡で使用されるカバーガラスの寸法公差、厚さ及び光学特性について規定する。  | 主な規定項目は、次のとおり。<br>1 適用範囲<br>2 引用規格<br>3 用語及び定義<br>4 要求事項<br>5 表示  | R3702                         | ISO 8255-1: 2017. Cover glasses — Part 1: Dimensional tolerances, thickness and optical properties (MOD)  | 日本顕微鏡工業会 一般財団法人日本規格協会     |
| 10 | JIS | 制定  |          | 顕微鏡用カバーガラス—第2部:外観、材料品質及び試験方法     | Cover glasses for microscopes — Part 2: Standards of finish, quality of material and test method   | この規格は、可視光領域で用いられる透過型光学顕微鏡で使用されるカバーガラスの品質、試験方法及び表示について規定する。  | 主な規定項目は次のとおり。<br>1 適用範囲<br>2 引用規格<br>3 用語及び定義<br>4 要求事項<br>5 試験方法   | R3702                         | ISO 8255-2: 2013. Cover glasses — Part 2: Quality of material, standards of finish and mode of packaging (MOD)  | 日本顕微鏡工業会 一般財団法人日本規格協会     |
| 11 | JIS | 制定  |          | 製造業向け分散連携システムの構成方法及びメッセージとプロトコル  | Messages and protocols for cooperation among manufacturing systems   | この規格は、製造業を中心とした企業間ビジネス連携及び／又は企業内システム連携のために、“委託—受託関係”に基づいた二者間のサービスの授受を単位とするシステムの構成方法を提供し、分散型の業務連携のためのプロトコル及びメッセージについて規定する。 | 主な規定項目は、次のとおり。<br>1. 適用範囲<br>本規格は、製造業向け要素機能システム間連携のためのメッセージとプロトコルについて規定する。ここで、要素機能システムとは、例えば、生産管理システム、在庫管理システム、MESなどを言う。<br>2. 用語及び定義<br>3. 要素機能システム間の連携方法<br>依頼と受託の関係に基づいて要素機能システム間を連携する方法と、更に連携を繰り返して目的の全体システム(例えば、サプライチェーン)を構成する方法について規定する。<br>4. 連携のためのメッセージ<br>依頼と受託、変更や取消など日本の商習慣を取り入れた10種類のメッセージを規定する。<br>5. 連携のためのプロトコル<br>メッセージの処理方法を規定する。 |                               | 特定非営利活動法人ものづくりAPS推進機構 一般財団法人日本規格協会  |                           |
| 12 | JIS | 制定  |          | 歯科用回転及び振動器具—軸                    | Dental rotary or oscillating instruments— Shanks   | この規格は、歯科用回転及び振動器具の軸について規定する。  | 主な規定項目は、次のとおり。<br>1 適用範囲<br>2 引用規格<br>3 用語及び定義並びに記号<br>4 種類<br>5 要求事項<br>6 サンプリング<br>7 試験方法   | T5504-1<br>T5504-2<br>T5504-3 | ISO 1797: 2017 Dentistry— Shanks for rotary and oscillating instruments(MOD)  | 日本歯科材料工業協同組合 一般財団法人日本規格協会 |

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記

- 1: 意見及び異議受付期間は、令和元年11月1日～令和元年11月30日
- 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
- 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
- 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

| No | 区分a | 区分b | JIS規格番号等 | JIS規格原案等の名称  | JIS規格原案等の英文名称  | JIS規格原案等の適用範囲  | 規定項目又は改正点   | 制定・改正に伴う廃止JIS | 対応する国際規格番号及び名称   | 原案作成者                             |
|----|-----|-----|----------|--|--|--|---|---------------|--|-----------------------------------|
| 13 | JIS | 制定  |          | 翻訳サービス及び通訳サービスに用いる用語   | Glossary of terms related to translation services and interpreting services  | この規格は、翻訳サービス及び通訳サービスに用いる用語及び定義について規定する。  | 主な規定項目は、次のとおり。<br>1 適用範囲<br>2 引用規格<br>3 用語及び定義<br>3.1 基本用語<br>3.2 翻訳サービス及び通訳サービスに共通する用語<br>3.3 翻訳サービスに用いる用語<br>3.4 通訳サービスに用いる用語<br>3.5 技術に関連する用語  |               | ISO/FDIS 20539:2019, Glossary of terms related to translation services and interpreting services(MOD)  | 一般財団法人日本規格協会                      |
| 14 | JIS | 制定  |          | 機器用スイッチー第1-2部: 電子式スイッチの要求事項                                    | Switches for appliances-Part 1-2: Requirements for electronic switches   | この規格は、JIS C 4526-1の一般要求事項と併せて電子式スイッチング素子に適用する。   | 主な規定項目は、次のとおり。<br>1 適用範囲<br>2 引用規格<br>3 用語及び定義<br>4 一般要求事項<br>5 試験に関する一般情報<br>6 定格<br>7 分類<br>8 表示及び文書<br>9 感電に対する保護<br>10 接地接続の手段<br>11 端子及び端子部<br>12 構造<br>13 機構<br>14 固形異物、水の浸入及び高温状態に対する保護<br>15 絶縁抵抗及び耐電圧<br>16 温度上昇<br>17 耐久性<br>18 機械的強度<br>19 わじ、通電部品及び接続<br>20 空間距離、沿面距離、固体絶縁及び剛性プリント配線板アセンブリのコーティング<br>21 耐火性<br>22 耐食性<br>23 スイッチの異常動作及び故障状態<br>24 スイッチの構成部品<br>25 EMC要求事項 |               | IEC 61058-1-2:2016 Switches for appliances - Part 1-2: Requirements for electronic switches(MOD)   | 一般社団法人日本電気制御機器工業会<br>一般財団法人日本規格協会 |
| 15 | JIS | 制定  |          | 電磁両立性-第6-7部: 共通規格-工業環境における安全関連機能(機能安全)の遂行を意図した装置に対するイミュニティ要求事項 | Electromagnetic compatibility (EMC) - Part 6-7: Generic standards - Immunity requirements for equipment intended to perform functions in a safety-related system (functional safety) in industrial locations | この規格は、安全関連システムでの使用を意図した装置の電磁妨害に対するイミュニティを定める際に、供給業者によって使用されることを意図している。<br>この規格はまた、設計者、インテグレータ、設置者、および供給業者が定めた事項を評価するための安全関連システムの評価者が使用することが望ましい。製品規格委員会へのガイドを提供する。   | 主な規定項目は、次のとおり。<br>1 適用範囲<br>2 引用規格<br>3 用語、定義及び略語<br>4 一般<br>5 性能基準<br>6 試験計画<br>7 イミュニティ要求事項<br>8 試験装置及びフィロソフィー<br>8 試験結果及び報告書   |               | IEC 61000-6-7: Electromagnetic compatibility (EMC) - Part 6-7: Generic standards - Immunity requirements for equipment intended to perform functions in a safety-related system (functional safety) in industrial locations(IDT) | 一般社団法人電気学会<br>一般財団法人日本規格協会        |
| 16 | JIS | 制定  |          | 超電導-超電導線-実用超電導線の試験方法に関する通則                                     | Superconductivity - Superconducting wires - General guidance of test methods for practical superconducting wires   | この規格は、実用超電導線に関するJIS及びIEC規格(以下、超電導試験規格という。)の機械的、電氣的、及び超電導特性を検証するための試験方法について規定する。線材は、超電導機器を製造するために通常の商業取引の下で十分に連続した長さで調達できるのであれば、実用的であると考える。ケーブルのような複数の線材からなる導体は、この規格に含まれない。この規格では、実用超電導線の範囲を超えて拡張することは意図しないが、参考文献にはこの適用範囲外の事項が含まれている。 | 主な規定項目は、次のとおり。<br>1.適用範囲<br>2.引用規定<br>3.用語と分類<br>4.実用超電導線に特有の属性<br>5.特性の分類<br>6.IEC標準に規程される特性附属書(A)   |               | IEC 61788-21:2015 Superconductivity - Part 21: Superconducting wires - Test methods for practical superconducting wires - General characteristics and guidance(IDT)  | 一般社団法人日本電線工業会<br>一般財団法人日本規格協会     |

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記

- 1: 意見及び異議受付期間は、令和元年11月1日～令和元年11月30日
- 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
- 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
- 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

| No | 区分a | 区分b | JIS規格番号等 | JIS規格原案等の名称          | JIS規格原案等の英文名称   | JIS規格原案等の適用範囲  | 規定項目又は改正点   | 制定・改正に伴う廃止JIS | 対応する国際規格番号及び名称  | 原案作成者                               |
|----|-----|-----|----------|----------------------|---|--|---|---------------|---|-------------------------------------|
| 17 | JIS | 改正  | A1221    | スウェーデン式サウンディング試験方法   | Method for Swedish weight sounding test   | この規格は、自然地盤及び人工地盤を対象として、スクリーウエイト貫入試験装置を用いて、地盤の硬軟、締まり具合及び土層構成を判定するための静的貫入抵抗を求める試験方法について規定する。   | 主な改正点は、次のとおり。<br>2. 引用規格<br>・JIS A 0207 地盤工学用語が制定されたことに伴い、引用規格として追加する。<br>4. 試験装置<br>・スクリーポイントについて、最大径までの長さを150mmと規定する。<br>・スクリーポイントの長さについて、摩擦に対する規定値を追加する。<br>・ロッド質量及びロッドの直線性についての規定値を追加する。<br>5. 試験手順<br>・制定された対応国際規格との整合を図るため、及び国内での実情を踏まえて、手動試験装置と自動式試験装置とに区分した記載内容に変更する。<br>6. 試験結果<br>・Nswの算定式の訂正を行う。<br>7. 報告<br>・対応国際規格の制定に伴い、整合を図って報告内容を追加する。  |               | ISO 20476-10:2017<br>Geotechnical investigation and testing - Field testing - part 10: Weight sounding test(MOD)                      | 公益社団法人地盤工学会<br>一般財団法人日本規格協会         |
| 18 | JIS | 改正  | A1493    | 窓及びドアの熱性能—一日射熱取得率の測定 | Thermal performance of windows and doors — Determination of solar heat gain coefficient | この規格は、窓及びドア全体の日射熱取得率の測定方法について規定する。<br>この規格は、次のものをもつ窓及びドアに適用できる。<br>a)様々なタイプのグレージング(ガラス又はプラスチック、単層グレージング又は複層グレージング、低放射率コーティングの有無、日射調整フィルムの有無及び空気又は他の気体を封入した中空層をもつもの)<br>b)不透明パネル<br>c)様々なタイプのフレーム[木製、樹脂製、金属製(熱遮断構造を含む。)、その他材料を任意に組み合わせたもの]<br>d)様々なタイプの日射遮蔽物(ブラインド、スクリーン、紙障子、その他日よけの効果のある附属物)<br>e)様々なタイプのアクティブソーラー開口装置(active solar fenestration systems)[建材一体型太陽電池(BIPV)又は建材一体型太陽集熱器(BIST)]<br>この規格には、次の事項は含まない。<br>f)ひさし(庇)、袖壁など建築部位による日射遮蔽効果<br>g)室内と屋外との間での漏気による熱移動<br>h)二重窓及び複合窓における中間空気層の換気<br>i)窓若しくはドアのフレームと建物外壁との間の戸じやくり又は接合部の熱橋作用<br>この規格は、次のものには適用できない。<br>j)出窓<br>k)カーテンウォール<br>l)産業用、商業用及びガレージ用ドア | 主な改正点は、次のとおり。<br>・適用範囲(箇条1)アクティブソーラー開口装置(BIPV、BIST)の日本市場に合わせた適用を検討し、その結果を追加する。<br>・測定原理(箇条4)原理式を対応国際規格と整合させる。<br>・測定装置及び試験体(箇条5)ソーラーシミュレータの仕様をJIS C8904-9に置き換え、対応国際規格の仕様と整合させる。<br>・測定手順(箇条6)対応国際規格で追加されている参照条件への補正方法を追加する。<br>・追加の附属書 対応国際規格で追加されている温度差が小さい場合の熱貫流率の決定方法について JISでの追加の要否を検討し、結果を反映する。<br>・追加の附属書 対応国際規格で追加されている測定値の参照条件への補正方法の適用を検討し追加する。<br>・追加の附属書 対応国際規格で追加されているアクティブソーラー開口装置(BIPV、BIST)の測定法と測定例の適用を検討した結果を反映する。<br>・追加の附属書 対応国際規格で追加されているソーラーシミュレータのスペクトルを用いた日射特性の加重平均方法の適用を検討した結果を追加する。<br>など |               | ISO 19467:2017<br>Thermal performance of windows and doors — Determination of solar heat gain coefficient using solar simulator(JMOD) | 一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会<br>一般財団法人日本規格協会 |
| 19 | JIS | 改正  | A6909    | 建築用仕上塗材              | Coating materials for textured finishes of buildings                                    | この規格は、セメント、合成樹脂などの結合材、顔料、骨材などを主原料とし、主として建築物の内外壁又は天井を、吹付け、ローラー塗り、こて塗りなどによって立体的な造形性をもつ模様仕上塗材(以下、仕上塗材という。)について規定する。   | 主な改正点は、次のとおり。<br>・仕上塗材の種類において、近年の生産数量が0となっている「防水形複層塗材RS」を削除する。<br>・試験用基板において、JIS A 5430認証品のフレキシブル板だけではなく、JIS A 5430の要求性能に適合するフレキシブル板についても使用できるようにする。<br>・付着強さ試験及び温冷繰返し試験用基板について、ボード用せっこうプラスターに混入する標準砂を現行の豊浦標準砂に加えてISO標準砂も使用できるようにする。<br>・耐洗浄性試験に使用する石けんについて、現在入手可能な石けんに変更する。<br>・仕上塗材の通称(例)から「しつくい」を削除する。   |               |   | 日本建築仕上材工業会<br>一般財団法人日本規格協会          |

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記  
 1: 意見及び異議受付期間は、令和元年11月1日～令和元年11月30日  
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載  
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載  
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

| No | 区分a | 区分b | JIS規格番号等 | JIS規格原案等の名称                           | JIS規格原案等の英文名称   | JIS規格原案等の適用範囲  | 規定項目又は改正点  | 制定・改正に伴う廃止JIS | 対応する国際規格番号及び名称  | 原案作成者                         |
|----|-----|-----|----------|---------------------------------------|---|--|--|---------------|---|-------------------------------|
| 20 | JIS | 改正  | A6916    | 建築用下地調整塗材                             | Surface preparation materials for finishing   | この規格は、建築用仕上塗材、塗料、セラミックタイルなどによる内外装仕上げ工事の下地調整のために使用する下地調整塗材について規定する。   | 主な改正点は、次のとおり。<br>・低温安定性試験において、「恒温器の中に放置するときは、風が直接当たらないようにする」旨の記載を追加する。<br>・付着強さ試験において、試験体の4側面にエポキシ樹脂を塗り包む際の作業場所について、「試験室または養生室内」で実施することを明記する。<br>・透水試験において、注記を削除する。<br>・長さ変化試験において、試料を詰める方法として現行のバイブレータ(JIS R 5201 11.5.3)に加えて手詰め(JIS A 1171 7.2)を追加する。  |               |   | 日本建築仕上材工業会<br>一般財団法人日本規格協会    |
| 21 | JIS | 改正  | B1859    | 歯付ベルト伝動—用語                            | Synchronous belt drives—Vocabulary  | この規格は、動力伝動、同期伝動に使用する継ぎ目のない歯付ベルト及び歯付きプーリに関する用語及び定義について規定する。   | 主な改正点は、次のとおり。<br>・エンドレスベルト伝動及びオープンベルト伝動の各定義。<br>・歯形の形状<br>・エンドレスベルト及びオープンベルトの各定義。<br>・シングルサイドベルト及びダブルサイドベルトの各定義。<br>・側面の形状   |               | ISO 5288:2017 Synchronous belt drives—Vocabulary(MOD)   | 日本ベルト工業会<br>一般財団法人日本規格協会      |
| 22 | JIS | 改正  | B3502    | 工業プロセス測定及び制御—プログラマブルコントローラ—機器要求事項及び試験 | INDUSTRIAL—PROCESS MEASUREMENT AND CONTROL—PROGRAMMABLE CONTROLLERS—Equipment requirements and test | この規格では、次に示す産業用制御装置に関する機能及び電磁両立性(EMC)の要求事項及び関連する検証試験について規定する。<br>—プログラマブルコントローラ(PLC)<br>—プログラマブルオートメーションコントローラ(PAC)<br>—リモート入出力<br>—プログラミング及びデバッグツール(PADT)<br>—産業用PC(コンピュータ)及び産業用パネルPC<br>—産業用ディスプレイ及びヒューマンマシンインタフェース(HMI)<br>—分散制御システム(DCS)及び適用範囲に記載するDCS構成要素<br>—一次の機能のいずれか又は複数の機能を主目的とする製品<br>—PLC及び/又はPACを含む産業用制御装置の機能<br>—機械の制御及び指令を行う周辺機器の機能<br>—機械制御、離散制御、連続制御などの自動製造プロセス及び工業プロセスの機能<br>この規格では、“制御装置”はPLC及びPACなどの“産業用制御装置”と同じ意味で用いる。 | 主な改正点は、次のとおり。<br>a) 技術の進化に伴って制御機器の範囲も種類も拡大しており、適用範囲をPLC以外の制御機器も含むよう拡張した。<br>b) 安全要求事項の削除及びJIS C 1010-2-201(IEC 61010-2-201)への参照<br>c) 負論理デジタル入力及び出力の追加(6.4.3)<br>d) タイプ3-dデジタル入力の追加(6.4.4.3)<br>e) 無線周波数電磁気振動変調イミュニティに関する2.7GHz～6GHz要求事項の追加<br>f) 温度試験の明確化(4.2.6)及び形式試験の明確化(4.2)<br>g) 要求事項及び検証をより緊密に関連付けるため箇条の再編(8) |               | IEC 61131-2 Programmable controller—Part2: Equipment requirements and tests(IDT)  | 一般社団法人日本電機工業会<br>一般財団法人日本規格協会 |
| 23 | JIS | 改正  | B3521    | FAコントロールネットワーク標準—プロトコル仕様              | Protocol specification for FA control network standard  | この規格は、PLC、RO及びNOとFAコントローラ又はパソコンとの間のコントローラレベルネットワーク、並びにPLC、FAコントローラ及びパソコンと入出力機器及び駆動制御機器との間のデバイスレベル通信を実現する、FAコントロールネットワーク:FL-net(OPGN-2)1)以下、FL-netという。)のプロトコル仕様を規定する。   | 主な改正点は、次のとおりである。<br>・規定が対応国際規格と整合していることの確認及び必要ならば修正を行う。<br>・情報系通信のプロトコル仕様を追加する。<br>FL-netの実時間性を阻害しない範囲で通信帯域をTCP/IP系通信に割り振る仕様を追加<br>・デバイス系通信のプロトコル仕様を追加<br>FL-net上の通信装置(ノード)に伝送されるサイクリック伝送メモリ領域に入出力機器のデータを割り付ける様に仕様を追加<br>・ノード設定の自動化を追加<br>FL-net上に共有コマンドサーバを規定し、ノードの自動設定機能を提供  |               | IEC 61158-5-26:2019, Industrial communication networks – Fieldbus specifications – Part 5-26: Application layer service definition – Type 26 elements<br>IEC 61158-6-26:2019, Industrial communication networks – Fieldbus specifications – Part 6-26: Application layer protocol specification – Type 26 elements<br>IEC 61784-2:2019, Industrial communication networks – Profiles – Part 2: Additional fieldbus profiles for real-time networks based on ISO/IEC/IEEE 8802-3 (MOD) | 一般社団法人日本電機工業会<br>一般財団法人日本規格協会 |

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記  
 1: 意見及び異議受付期間は、令和元年11月1日～令和元年11月30日  
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS規格原案若しくはTR原案の別を記載  
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載  
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

| No | 区分a | 区分b | JIS規格番号等    | JIS規格原案等の名称  | JIS規格原案等の英文名称  | JIS規格原案等の適用範囲  | 規定項目又は改正点   | 制定・改正に伴う廃止JIS | 対応する国際規格番号及び名称  | 原案作成者                            |
|----|-----|-----|-------------|--|--|--|---|---------------|---|----------------------------------|
| 24 | JIS | 改正  | C0511-3     | 機能安全—プロセス産業分野の安全計装システム—第3部:安全度水準の決定指針                    | Functional safety – Safety instrumented systems for the process industry sector – Part 3: Guidance for the determination of the required safety integrity levels               | この規格は、次の指針を示す。<br>a)作業員の保護、一般市民の保護又は環境保全のために一つ以上のSIFを用いて機能安全を達成する場合に適用する。<br>b)資産保護などの安全以外に適用してもよい。<br>c)安全機能要求事項及びそれぞれのSIFのSILを定義するために実施する代表的な潜在危険及びリスク評価方法を示す。<br>d)要求するSILを決定するための技法と対策を示す。<br>e)SILを確立するためのフレームワークを提供するが、特定のアプリケーションに要求するSILには言及しない。<br>f)リスク軽減の他の方法に関する要求事項を決める例は提示しない。 | 主な改正点は、次のとおり。<br>・リスクマトリクスを使った防護層解析(附属書G)の追加<br>・リスク推定及び安全度水準(SIL)の割当てに対する定性的な手法(附属書H)の追加<br>・リスクグラフの設計と校正(附属書I)の追加<br>・多重安全システム(附属書J)の追加<br>この規格は“指針”であるため附属書は参考情報である。これらは、JIS C 0511-1の安全計装システムのシステム・ハードウェア・ソフトウェアの要求事項を理解する上で不可欠の情報である。  |               | IEC 61511-3:2016<br>Functional safety – Safety instrumented systems for the process industry sector – Part 3: Guidance for the determination of the required safety integrity levels(IDT) | 一般社団法人日本電気計測器工業会<br>一般財団法人日本規格協会 |
| 25 | JIS | 改正  | C2134       | 固体絶縁材料の保証及び比較トラッキング指数の測定方法                               | Method for the determination of the proof and the comparative tracking indices of solid insulating materials   | この規格は、固体絶縁材料の保証及び比較トラッキング指数を測定するために、機器の一部から採取した試験片及び板状の試験片に対して交流電圧を用いて行う測定方法について規定する。<br>この規格は、浸食の測定が必要な場合のために、浸食の測定方法についても規定する。   | 主な改正点は、次のとおり。<br>・用語及び定義(箇条 3) 対応国際規格の改訂に伴い、従来の7つの細分箇条に加え、“脱イオン水”(細分箇条 3.8)を追加する。<br>・測定装置(箇条 7) 対応国際規格の改訂に伴い、測定条件の厳格化による試験結果の信頼性向上のため、“測定槽の状態調節”(細分箇条 7.7)を追加する。<br>・比較トラッキング指数(PTI)の測定(箇条 11) 対応国際規格の改訂に伴い、“スクリーニングテスト”(細分箇条 11.2)を追加する。<br>・測定溶液 B(付属書B) 対応国際規格の改訂に伴い、“測定溶液 B”(付属書B)を追加する。                     |               | IEC 60112 Ed.5: Method for the determination of the proof and the comparative tracking indices of solid insulating materials(IDT)   | 一般社団法人電気学会<br>一般財団法人日本規格協会       |
| 26 | JIS | 改正  | O61300-2-4  | 光ファイバ接続デバイス及び光受動部品—基本試験及び測定手順—第2-4部:光ファイバクランプ強度試験—軸方向引張り | Fiber optic interconnecting devices and passive components – Basic test and measurement procedures – Part 2-4: Strength of optical fiber to device interface – Cable retention | この規格は、使用中に起こり得る光伝送用部品及びクロージャ(以下、光部品という。)の光ファイバクランプ部における、クランプ強度の軸方向引張りに対する耐久性の試験方法について規定する。光部品に取り付ける光ファイバは、光ファイバ素線、光ファイバ心線、光ファイバコード及び光ファイバケーブル(以下、光ファイバという。)を含む。  | 主な改正点は、次のとおり。<br>・引用規格 最新のJISを引用する。<br>・用語及び定義 親規格を参照する。<br>・一般事項 主な不具合モードの例を見直す。<br>・試験装置 マンドレル及び測定装置に関し、要求事項を追記する。<br>・試験手順 初期検査及び引張力の解除の手順において、クロージャに対する手順を追記する。引張り印加及び印加中の測定において、測定方法のJISを引用する。最終観検査の手順を追加する。<br>・試験の厳しさ 極悪環境対応光コネクタ、ファイバマネジメントシステム及びクロージャに対する条件を追記する。  |               | IEC 61300-2-4 Ed2: Fibre optic interconnecting devices and passive components – Basic test and measurement procedures – Part 2-4: Tests – Fibre or cable retention (IDT)                  | 一般財団法人光産業技術振興協会<br>一般財団法人日本規格協会  |
| 27 | JIS | 改正  | O61300-2-17 | 光ファイバ接続デバイス及び光受動部品—基本試験及び測定手順—第2-17部:低温試験                | Fiber optic interconnecting devices and passive components–Basic test and measurement procedures–Part 2-17: Tests–Cold   | この規格は、光ファイバデバイスの動作時、保管時及び輸送時に起こる可能性がある低温環境条件での耐久性の測定手順について規定する。この手順では、IEC 61300-2-22で規定する、動作温度変化時の部品の性能は含まない。  | 主な改正点は、次のとおり。<br>・手順: 供試品を試験温度にする際、室温に戻す際の温度変化の条件について、試験時に許容される温度の偏差を、±3℃以下から±2℃以下に変更する。<br>・試験の厳しさの程度: 試験時の温度偏差について、試験槽の温度を試験温度まで変化させる際と、室温に戻す際の温度変化との割合を、最大5分間の平均で1℃/min以下に変更する。  |               | IEC 61300-2-17:2010 Fibre optic interconnecting devices and passive components– Basic test and measurement procedures–Part 2-17: Tests–Cold(IDT)  | 一般財団法人光産業技術振興協会<br>一般財団法人日本規格協会  |
| 28 | JIS | 改正  | O61300-2-19 | 光ファイバ接続デバイス及び光受動部品—基本試験及び測定手順—第2-19部:高温高湿試験—定常状態         | Fiber optic interconnecting devices and passive components–Basic test and measurement procedures–Part 2-19: Tests–Damp heat –steady state                                      | この規格は、光ファイバデバイスの動作時、保管時及び輸送時に起こる可能性がある高温高湿環境条件での耐久性の測定手順について規定する。<br>この試験は、主として、一定の温度で規定時間、高湿度にさらしたときの性能への影響を測定することを目的とする。水分の吸収は、機能を破壊したり、物理的な強度の劣化又はその他の重要な機械的特性の変化を引き起こすような膨張に至る可能性がある。<br>光学特性の劣化も起こる可能性がある。この試験は、熱帯地方の環境条件を模擬しないが、絶縁材料又は封止材料の水分吸収を決定する場合にも役立つ。                           | 主な改正点は、次のとおり。<br>・装置: 試験槽の条件及び固定の条件について、IEC規格との整合を図り、構成材料が供試品を汚染したり劣化させてはならないこと、供試品が壁からの放射熱を受けにくいことなどの詳細な条件を新たに定める。<br>・試験の厳しさの程度: 試験時の相対湿度、温度及び暴露時間について、IEC規格との整合を図り、これまで相対湿度93%固定で温度が40℃、85℃、暴露時間96h、336h組み合わせで4通りから選択していたものを、相対湿度85%、93%、95%、温度+40℃、+75℃、+85℃、暴露時間96h、168h、336h、2000hの組み合わせから5通りを示し選択するように定める。 |               | IEC 61300-2-19:2012 Fibre optic interconnecting devices and passive components– Basic test and measurement procedures–Part 2-19: Tests–Damp heat (steady state)(IDT)                      | 一般財団法人光産業技術振興協会<br>一般財団法人日本規格協会  |

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記  
 1: 意見及び異議受付期間は、令和元年11月1日～令和元年11月30日  
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載  
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載  
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

| No | 区分a | 区分b | JIS規格番号等 | JIS規格原案等の名称                            | JIS規格原案等の英文名称   | JIS規格原案等の適用範囲   | 規定項目又は改正点   | 制定・改正に伴う廃止JIS | 対応する国際規格番号及び名称   | 原案作成者                                |
|----|-----|-----|----------|--|---|---|---|---------------|--|--------------------------------------|
| 29 | JIS | 改正  | C6186    | 光ファイバ用光パワーメータ校正方法                      | Calibration of fiber optic power meters   | この規格は、光伝送用に用いる一般的な光源から放射した光パワーを測定する測定器に適用する。これら光源には、レーザーダイオード、発光ダイオード(LED)及び光ファイバ出力の光源を含む。拡散光及び平行ビーム光の両方を取扱う。この規格は、校正機関又は光パワーメータの製造業者が行う光パワーメータの校正方法について規定する。                       | 主な改正点は、次のとおり。<br>・全体 IEC規格のDirectivesの様式に修正する。<br>・引用規格(箇条2) 本文からの引用規格のみに整理し、それ以外は参考文献に移動する。<br>・用語及び定義(箇条3) デシベルの説明はこの規格に特有なものではないため、附属書Bに移動する。被校正器(光パワーメータ)の定義のうち、一部の内容を注記に移動する。<br>・校正の準備(箇条4) 校正用光源にスーパーコンティニューム光源を追加する。<br>・光パワー絶対値校正(箇条5) マルチモード光ファイバの励振状態の規定内容を、エンサークルドフラスクを用いたものに更新する。参照条件における校正時の検証項目から、経時変化による不確かさを削除する。<br>・附属書A タイプB不確かさの算出方法を更新する。 |               | IEC 61315 Ed.3.0: Calibration of fibre-optic power meters(IDT)   | 一般財団法人光産業技術振興協会<br>一般財団法人日本規格協会      |
| 30 | JIS | 改正  | T3102    | 医療用縫合針                                 | Surgical Needles  | この規格は、医療用縫合において使用する単回使用の縫合針(以下、縫合針という。)について規定する。  | 主な改正点は、次のとおり。<br>・適用範囲において、単回使用である旨追加する。<br>・用語及び定義において、用語を追加する。<br>・種類において、滅菌の有無を追加する。<br>・要求事項において、形状・寸法、材質などについて規定内容を変更する。<br>・試験において、外観試験などの試験項目を追加する。<br>・表示において、一次包装、二次包装の規定を追加する。  |               |  | 日本医療用縫合糸協会<br>一般財団法人日本規格協会           |
| 31 | JIS | 改正  | T3224    | 滅菌済みシリンジフィルタ                           | Sterile syringe filter  | この規格は、輸液剤などの医薬品中の微小異物、細菌及び真菌を除去するためのもので、そのまま直ちに使用でき、かつ、単回使用で使い捨ての滅菌済みシリンジフィルタ(以下、シリンジフィルタという。)について規定する。ただし、除去できる微小異物、細菌、真菌の大きさ及び菌種は、シリンジフィルタの孔径によって異なる。                             | 主な改正点は、次のとおり。<br>・シリンジフィルタ孔径について、孔径を0.2µm、0.45µm又は0.8µmに限定せず、適切な試験によって担保する孔径とする旨変更する。(輸液フィルタ孔径の規定に準ずる変更)<br>・おす(雄)めす(雌)かん(嵌)合部において、誤接続防止のため、国際規格の変更に合わせてコネクタ規格をISO 594-1、2からISO 80369-7へ変更する。<br>・その他全般として、参考としたJIS T 3219の改正内容に準じて変更する。  |               |  | 一般社団法人日本医療機器テクノロジー協会<br>一般財団法人日本規格協会 |
| 32 | JIS | 改正  | T3259    | オブチュレータ                                | Sterile obturators for single use   | この規格は、無菌状態で提供され、血管用製品、透析用製品などのチューブ又はカテーテル(以下、チューブなどという。)の内く(腔)に挿入し、体内からの液体(血液など)の漏出を防ぐとともに、チューブなどの折れ防止のために使用するオブチュレータについて規定する。ただし、ウロキナーゼなどの生物由来材料をコーティングして抗血栓性を発現させるオブチュレータには適用しない。 | 主な改正点は、次のとおり。<br>・引用規格において、ISO 594-1及びISO 594-2をISO 80369-7へ変更する。<br>・要求事項の嵌合部において、ISO 594-1及びISO 594-2をISO 80369-7へ変更する。   |               | ISO 14972:1998, Sterile obturators for single use with over-needle peripheral intravascular catheters(MOD) | 一般社団法人日本医療機器テクノロジー協会<br>一般財団法人日本規格協会 |
| 33 | JIS | 改正  | T3263    | 血管用力カテーテル用Y-コネクタ                       | Y-connectors for intravascular catheters  | この規格は、血管カテーテルを使用するときに、親カテーテル(ガイドینگカテーテルなど)に接続して用いる血管カテーテル用Y-コネクタ(以下、Y-コネクタという。)について規定する。   | 主な改正点は、次のとおり。<br>・引用規格において、ISO 594-1及びISO 594-2をISO 80369-7へ変更する。<br>・おすめす(雄雌)かん(嵌)合部の合致において、「ISO 594-1又はISO 594-2」を「ISO 80369-7」へ変更する。   |               |  | 一般社団法人日本医療機器テクノロジー協会<br>一般財団法人日本規格協会 |
| 34 | JIS | 改正  | T6612    | 歯科高温鋳造用埋没材、プレスセラミックス用埋没材及びセラミックス用耐火模型材 | Dental casting investments for high-fusing alloy and refractory model materials for dental ceramics | この規格は、歯科高温鋳造用埋没材及び歯科プレスセラミックス用埋没材(以下、埋没材という。)、並びに歯科セラミックス用耐火模型材(以下、模型材という。)について規定する。  | 主な改正点は、次のとおり。<br>・用語及び定義(箇条3): 歯科加圧成形セラミックス用埋没材(dental pressable ceramic investment)の追加。<br>・品質(箇条5): 膨張妥当性(adequacy of expansion)の追加。<br>・試験方法(箇条7): 膨張妥当性(adequacy of expansion)に関する試験方法(試験器具・試験手順・評価方法)の追加、及び硬化時間の試験方法の変更。<br>・表示及び添付文書(箇条9): 流動性、熱膨張の記載内容の変更。   |               | ISO 15912:2016 Dentistry – Refractory investment and die material(MOD)                                     | 日本歯科材料工業協同組合<br>一般財団法人日本規格協会         |